

R3 妊娠期からの児童虐待防止に関する研修

母子保健と福祉の連携で 児童虐待防止

2021 1019

1335～1435

日本大学危機管理学部
鈴木秀洋



自己紹介

法務博士（専門職）、保育士、水泳指導員

- ・元自治体子ども家庭支援センター所長、男女協働課長、危機管理課長、総務課課長補佐、特別区法務部等
- ・厚労省市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG、内閣府男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会等。
- ・厚労省子ども家庭総合支援拠点設置アドバイザー、厚労省（令和2年度）「乳幼児健診未受診者等に対する取組事例に関する調査研究」委員等。
- ・厚労省（令和3年度）子ども・子育て支援推進調査研究事業『警察向け「児童福祉』がわかるハンドブック（仮称）作成に係る調査研究検討委員会委員長。厚労省（令和3年度）『市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究』検討会委員長
- ・その他東京都、目黒区、世田谷区、江東区、葛飾区、新宿区、川崎市、鎌倉市等自治体審議会委員歴。
- ・日本子ども虐待防止学会、警察政策学会等所属。
- ・野田市及び札幌市児童虐待事件事実検証委員。

自己紹介（主な著書）

【参考】

- ①鈴木秀洋（2021）『虐待・DV・性差別・災害弱者等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規）
- ②鈴木秀洋（2021）『必携市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』（明石書店）（※本講義で参照頁記載）
- ③鈴木秀洋（2019）編著『子を、親を、児童虐待から救う』（公職研）
- ④鈴木秀洋（2021）『自治体職員のための行政救済実務ハンドブック（改訂版）』（第一法規）

◎HP 鈴木秀洋研究室

研修の目的

【内容】

児童虐待発生予防には妊娠届出児等妊娠期から関わることが重要であり、早期発見・早期対応には新生児訪問・乳幼児健康診査等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要である。

本研修では、保健師・助産師等が児童虐待に関する基礎知識等を身に着け、市町村及び医療機関等における児童虐待防止に活かすことを目的として実施する。

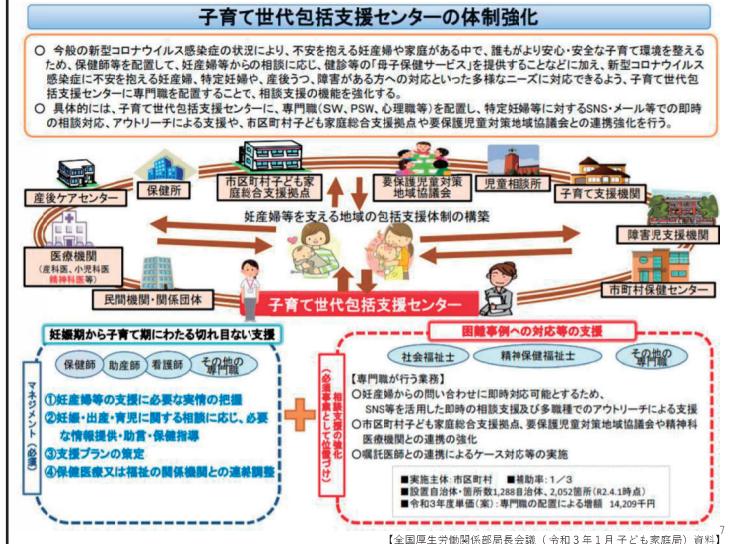
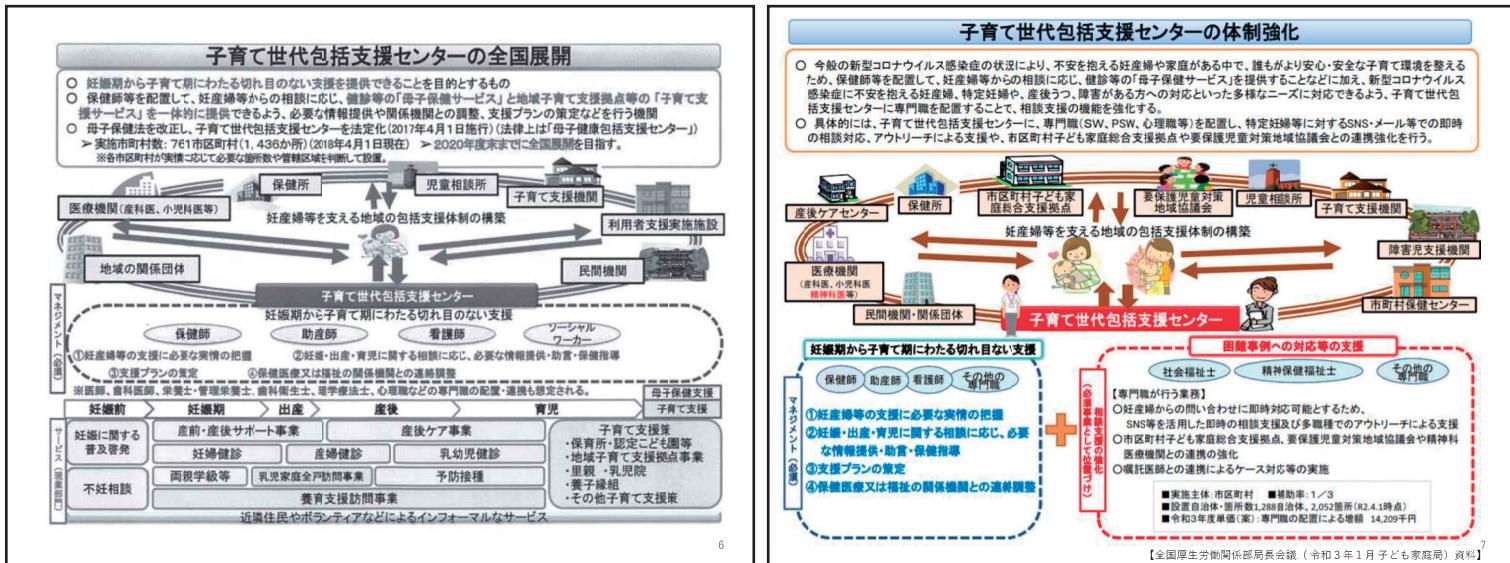
子育て世代包括支援センター (母子健康保健包括支援センター) (母子保健法22条)

市区町村子ども家庭総合支援拠点 (児童福祉法10条の2)

【Q】どのように一体化と連携を行うのか

児童虐待対応における協働関係図





母子保健法 第三章

第三章 母子保健包括支援センター

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子保健包括支援センターを設置するように努めなければならない。

2. 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び乳児の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

3. 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十九条の保健指導等を行つてはならない。（厚生省令第104号）

8

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

法案概要

○現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
○各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

○実施主体：市町村
※事業の全部又は一部の委託可
○内容：心身の状態に応じた保健指導
療養に伴う世話
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
○実施類型：①短期入所型
②通所型（デイサービス型）
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
○実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
○実施基準：厚生労働省令で定める基準（人員、設備、運営等に係る基準）

対象者

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との連携

○市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整並びに法に基づく母子保健に関する他の事業、
・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、
・児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携
を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一貫化の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日

○2年を超えない範囲内で政令で定める日

施行期日令和3年4月1日（「母子保健法の一部を改正する法律の施行日を定める政令（令和2年政令第195号）」）
（全国厚生労働関係部局長会議（令和3年1月子ども家庭局）資料）

【子発0805第3号令和2年8月5日付厚生労働省子ども家庭局長通知】

「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

3. 妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施

(1) 改正内容

市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子保健包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びに法に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。（法第17条の2第3項関係）

(2) 留意事項

市町村においては、令和元年12月1日に施行された成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）を踏まえつつ、産後ケア事業と子育て世代包括支援センターを中心とする関係機関の連携により、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援体制の構築を図られたいこと。

10

厚労省 FAQ 問12

[Q] 支援拠点が子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能とされているが、要保護児童対策調整機関も兼ねることは可能か。

[A] 支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、法第25条の2第5項に基づく「要保護児童対策調整機関」を兼ねることも可能である。

厚労省FAQ 問13

【Q】子育て世代包括支援センターと支援拠点との役割の違い

【A】子育て世代包括支援センターは、主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。

支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものである。

このため、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目ない支援を提供し、かつ子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。

12

子ども家庭総合支援拠点 －機能・要件

[※必携書籍12頁・13頁・詳細要件14頁～19頁]

【6つの機能と要件】

- ① 地域の全ての子どもや家庭の相談に対応するための子ども支援の専門性をもった機関・体制・状態
- ② 地域の資源を有機的につないだ（ソーシャルワーク機能）在宅支援
- ③ 原則として18歳まで2の全ての子ども（とその家庭及び妊産婦等）を切れ目なく継続的に支援
- ④ 個人ではなく、チーム（組織）で支援する体制（人的資源等）の構築・運用
- ⑤ 支援拠点が担う4つの業務内容（10条、10条の2）
- ⑥ 支援拠点と児童相談所との役割の相違

13

子育て世代包括と支援拠点の関係

【Q】保健と福祉と教育の壁！

（特に保健と福祉の壁によるゼロ歳児の死亡事例）

【Q】包括支援センター＝母子保健部門と

支援拠点（子ども部門）との一体性の基準？

- ① 複数の支援機関の物理面での連携
- ② 情報の相互利用という面での連携支援
- ③ 組織の指揮命令の統一
- ④ 法規面での協働の根拠付け整備

⇒ こうした制度面での仕組作り

14

要対協の【活用】

[※書籍 31頁～38頁]

（1）支援拠点が司令塔として要対協を「活用」する

☆実際：要対協事務局＝調整機関＝調整担当者＝支援拠点

【Q】要対協は単なる会議体ではない！

⇒ 地域資源の凸凹を実際に繋いだソーシャルワーク機関・機能

【Q】保育園との関係、学校との関係？ どんなルールを定めていますか？

（2）関係機関への情報提供の求め・関係機関の応答義務

⇒ 法25条の3第2項 令和元年度児童福祉法改正により新設

[※書籍37頁]

（3）支援拠点設置で変わる要対協！

⇒ 構成員の当事者性

[※書籍38頁]

15

児相との連携・協働

（1）支援拠点設置で変わる児相との関係

[※書籍40頁 グレードアップ事例]

※下部機関ではない。

児童相談所と支援拠点とは大小関係・包含関係ではなく、権限・役割・所掌事務・対象者・関わり方等が異なっている

（2）市町村こそが担えること

⇒ 面支援

[※書籍43頁]

※地域資源をよく知っているのは市区町村

地域資源をつないで子どもの命を守っていくこと、
要対協の事務局として関係機関を面でつなぎ司令塔としての役割を
果たしていくことは、児童相談所よりも、予防的・継続的関わりができ、
市区町村という身近な総合ガバナンス機関こそが得意な役回り

【Q】 ポピュレーションアプローチかVSミニ児相か？

（3）児相との間の事案送致・逆送致に関して

支援拠点の業務内容

【Q】支援拠点ができるて、

何がどう変わったか？

⇒ 子どもを守っていくため業務をより具体的に示し、少なくとも支援拠点という土台・軸の下、現状以上の体制整備と業務遂行レベルの向上を目指したものである。支援拠点は到達点ではなくて出発点である。子どもの権利主体性（H28児福改正）からの業務の再構築。

⇒ 地域の子どもの命は地域で守る（最低限死亡事例を防ぐ）

【Q】死亡事例検証から体制・運用改善していますか？現状で過去の死亡事例は防げますか？

16

17

虐待対応業務の流れ

『必携改訂マニュアル63頁以下～』)

- | | | |
|---|--------------|--------------------------|
| ア | 相談・通告の受付 | |
| イ | 受理会議（緊急受理会議） | ※成立要件？ |
| ウ | 調査 | ※情報収集項目 |
| エ | アセスメント | ※何度も！ |
| オ | 支援計画の作成等 | ※短期・中期・長期、程度 |
| カ | 支援及び指導等 | ※地域資源は？ |
| キ | 児童記録表の作成 | ※どこまで遡れているか |
| ク | 支援の終結 | ※見守りという名の...
※再受理の要件？ |

18

死亡事例検証から考えてみよう

19

札幌市死亡事例検証

事件の経緯（朝日新聞6月13日付）

「札幌2歳児衰弱死の教訓」報道を参考に)

事件は2019年6月5日早朝、被告（母）の119番通報で発覚。児童は、全身にあざややけどがあり、体重が同年代の半分ほどの6キロ程度だった。起訴状によると、被告（同居者）は19年5月上旬以降、札幌市の被告（母）宅で、児童を殴ったり踏みつけたりしたほか、たばこの火を押しつけるといった暴行を加え、頭の骨折や硬膜下血腫を負わせたとされる。さらに両被告は5月中旬から弱った児童を放置して多臓器不全と低栄養状態に陥らせ、これらの結果、衰弱死させたとされる。

母(22)保護責任者遺棄致死、同居者(25)傷害致死と
保護責任者遺棄致死で起訴

20

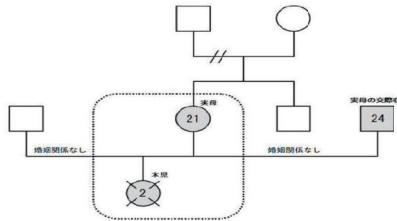
札幌市死亡事例検証

(2) 家族構成(令和元年6月当時)

① 世帯の状況

本児及び実母は、本児出産時点では、A区内にて、本児の実母（実母の母親）及び本児の叔父（実母の弟）と同居し4人暮らしであったが、出産後間もなく（本児生後2か月時点）、本児及び実母は、祖母宅から独立し、A区の別住所以に転居している。その後、本児及び実母は、本児が2歳3ヶ月時点での、A区内から市内B区に転居している。

② 関係図



21

日本大・鈴木秀洋准教授に聞く

被災に対する
判決について児童虐待に詳しい日本大
鉛水素危機（危
管理行政法・児童
祉法）に関する
保険者による
の審議を兼ねてか
た母との認定の下
質で構はれ相手に
よられた以上、発覚
年の判決民事裁判場
場の範囲内のもとで
ある。しかし、個々
に自由な選択権があ



若年の母 支援制度構築を

合理的な公権力であるとの前提の母への刑事責任は、児童虐待の抑止となるのであるから、近頃の「大児童虐待事件」と言われた目黒野田事件今回の札幌市法廷において、刑事司法上買っているのは、直接行為を行った者が身を以てして子供を守るのを母であり、母以外の誰で援助を受けることへの強い法的強制である。確かに児童の直接の責任を問う刑事裁判上は、やむを得ない側面はあるが、多くの行政機関などで認証されていた

20201121
毎日新聞
コメント

22

近年の法改正につながった三大児童虐待死事件(香川・目黒、沖縄・野田、札幌事件)の一つ **札幌市死亡事例検証**

札幌(事案)の立ち位置・関係機関(はじめに)

II 事案の概要

III 事例の支援経過に係る問題と課題

IV 全体を通じた本事例の特徴・課題

V 課題を踏まえた提言(目指されるべき枠組み)

関与機関は複数

- (1) 児童相談所 (4) ☆警察
←今回の通告 (☆地域)
※児童家庭支援センター／※以前の支え

(2) 区役所 (3課関与)
① 健康・子ども課母子保健担当 ☆医師 (健診)
② 生活支援担当
③ 福祉助成担当
※家庭児童相談室

(3) 民間保育所 (認可外)

24

【第2期】 関わりの時系列まとめ

平成30年9月から平成31年3月まで※1回目通告から母子の区間転居まで

○家族力動の変化があるものの、行政間の連携がみられない中、母子との接点が途絶えていく。

- | | |
|-------|---|
| H30 | |
| 9月 | <u>母子、3か月後経過観察への来所なし</u> |
| 9月28日 | 虐待通告あり、 <u>調査担当職員</u> 、同日、母子と面談の結果、虐待の認定なしと判断 |
| 10月3日 | <u>調査担当職員、保健師に、母子保健担当</u> での継続支援を依頼 |
| 12月1日 | <u>生活支援担当母子への生活支援を廃止</u>
(保健師は、翌年4/5に把握) |
| H31 | |
| 2月6日 | 実母、B区内認可外 <u>保育所</u> に、一時保育申込み |
| 3月1日 | 実母及び本児、A区からB区に転居する。 |

26

【第1期】 時系列一部抜粋

平成 28 年 6 月 から 平成 30 年 8 月 まで ※妊娠届出から 1 歳 6 か月児健診まで

○関係機関は弱いながら接点を持ち続けていたが、徐々に母子保健担当のかかわりが薄くなる。

H27	12月18日	
H28	1月	
H28	6月8日	実母、妊娠届出（本児）に伴い、保健師、支援を開始。
	12月3日	本児、出生。身長47.2cm、体重2,828g。
H29	2月4日	実母及び本児、同一区内にて転居。 4月7日 担当保健師が転居先の地区担当に交代。
	4月19日	4か月児健診（身長-1.9SD、体重-1.3SD） 健診担当医、2カ月後の経過観察の来所を指示。
	6月/10月	母子、2カ月後経過観察への来所、 10か月児健診への来所なし。
H30	6月14日	1歳6か月児健診（身長-4.2SD、体重-4.1SD） 健診担当医、精密健診検査受診票を発行、 3か月後の経過観察の来所を指示。

25

【第3期】時系列一部抜粋

平成 31 年 4 月 から 令和元年 6 月 まで ※2 回目通告から 3 回目通告を経て死亡まで

○短期間に複数回の通告があるが、児童相談案が進行する。

- | | |
|-------|--|
| H31年 | 4月5日 虐待通告あり、調査担当職員、可能性のある2世帯を訪問するが不在。
4月9日 調査担当職員、本世帯の実母と電話対応。 |
| R元年 | 5月12日 児童相談所（夜勤職員）、警察署署員より、取扱履歴の照会を受ける。
5月13日 担当課長、警察署署員から同行訪問等を求められるが断る。
児童相談所、実母に架電するが不在。 |
| 5月14日 | 調査担当職員、警察署署員から翌日面談可能との連絡を受けるが、
警察が単独で訪問することに。 |
| 5月15日 | 調査担当職員、警察署署員より入電あり、
虐待が心配される状況は無いこと等を聴取し、
児童相談所は虐待調査を終了のうえ、発達相談に切り替える。 |
| 5月17日 | 5月17日、5月23日（土曜日）に加賀市へ訪問するが不在。 |

28

母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性

29

アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性

30

専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築

31

思春期・若年期に焦点を当てた真の枠組みの創設の必要性

32

過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

以上「検証報告書（HP公開）」より一部抜粋

33

千葉県児童死事件検証報告書

※連携協働の観点から…

- 1 児童家庭課の対応に関して（19論点）
- 2 保健センターの対応に関して（4論点）
- 3 教育委員会・学校の対応に関して（6論点）
- 4 DV担当である人権・男女共同参画推進課の対応に関して
- 5 野田市の体制整備に関しての提言
- 6 転居時・転校時の情報提供の在り方
- 7 県と市の連携・連結：5つの課題 92頁
- 8 児相のソーシャルワーク37の課題 96頁
- 9 事件後の野田市の対応について

34

千葉県児童死事件検証報告書

【Q】一時保護中を解除すべきか？

（I）親族の存在（II）関係機関（III）本人の意思？

【Q】一時保護解除条件が、父と二人では会わせないという条件なのか、父と会わせないという条件なのか？

→

【Q】児相担当が変わる時に、手紙を父宛に出している。

→組織でどう対応すべきだったのか？

【Q】関係機関間で、どのような問題、どこに連絡すべきかの申し合わせは？

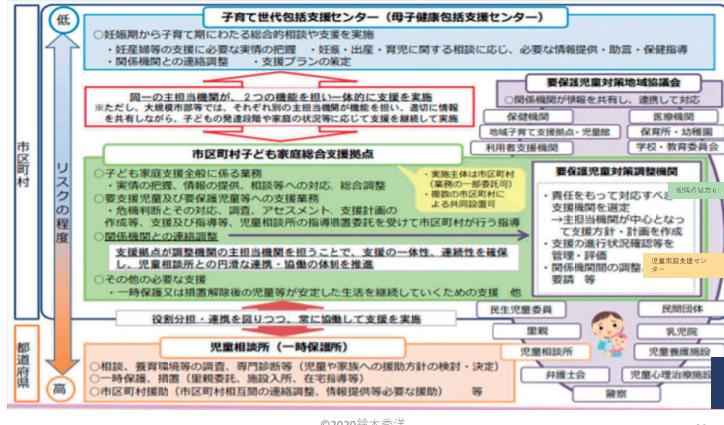
→保健、学校、市の子ども部局、児童相談所それぞれと保護者とのやりとり等

以上「検証報告書（HP公開）」より一部抜粋

35

児童虐待対応における協働関係図

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



法律の確認（基礎知識）

要対協に係る法律条文

児童福祉法

第二章 福祉の保障

第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条～

要対協に係る法律条文

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は[児童委員]を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所]に通告しなければならない。ただし...略

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

36

37

要対協に係る法律条文

第二章 福祉の保障 第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（...略...）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（略）により構成される要保護児童対策地域協議会（略）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（略）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「要保護児童等」といふ。）に関する情報その他の要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行ふために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行ふものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第2.2条第1項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行ふものとする。

⑥ 市町村の設置した協議会（[都道府県共同設置含む]）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行なうことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（[市町村共同設置除く]）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならぬ

39

要対協に係る法律条文

第二章 福祉の保障 第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条の三 協議会は、前項第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

38

40

要対協に係る具体的定め

○「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）

1章 市町村における子ども家庭支援の基本

2節 市町村における子ども家庭支援の基本

2 市町村に求められる機能

(1) 拠点づくりとコミュニティを基礎にしたソーシャルワークの展開

(2) 子ども家庭支援員等及び組織としてのレベルアップ

(3) 資源をつなぐ役割

(4) 地域づくり

(5) 常に生活の場であること

3節 市町村におけることも家庭支援に求められる専門性

4節 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

41

要対協に係る具体的定め

○「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）

○要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

1章 基本的な考え方

○8つの意義

(鈴木まとめ：①早期発見、②迅速支援、③課題共有、④アセスメントの協働、⑤役割分担共通理解

、⑥責任持った支援、⑦同一認識の下の役割分担支援、⑧それぞれの機関の責任限界大変さの分かち合い)

2章 運営方法等

3章 機能

4章 要保護児童対策調整機関

5章 守秘義務

6章 留意事項

7章 その他

(参考論文) 要対協の活用に関して

- 要対協は単なる会議体ではない。
積極的に活用していく！

鈴木秀洋

「要保護児童対策地域協議会の再構成
-効果的な運営のための

ガイドライン試案」

『自治研究』通巻1156号・1157号
(令和2年6月号・7月号) 第一法規

42

43

連携・協働【再考①】

1 要対協とは何か？何のためにあるのか？

(他の法令にない子どもの命を守るために画期的な法制度)

単なる会議体ではない！

→組織で足らない人的・物的資源拡充のための法的網掛けの制度設計

自分の組織で足らないものを補う（凸凹をつなぐ=協働=当事者同士）

→①作り込みのマネジメントと②運用のマネジメント

…（例）地域の子育て団体なども

2 要対協調整機関＝支援拠点

→関係機関を繋ぐハブ・要の役割＝司令塔

基本的には基礎自治体の子ども機関であり、児相との役割分担・権限・事務所掌を細かく具体的に定めているかが課題・問題となる。

※全国的な調査すると、単に研修企画や権限ない会議担当がおかれている例多し

→他機関（教育委員会、学校長、警察、他の子ども機関等）と交渉するためには、権限を有し、相手の一定の意思決定ができる者を置くべきである。

44

支援拠点設置による 要対協の位置付け

1 子ども支援の専門性をもったチーム（すべての子ども）

2 ソーシャルワーク機能

：地域の資源を有機的につないで在宅支援

～要対協等関係機関を「活用」

（関係機関は、役割分担を担うワンチーム

×お客様 ○当事者）

45

【Q】死亡事例では、 要対協は機能していたのか？

【現状】要対協が機能しているとはいいがたい現実】

- ・目黒区事件では、!?
- ・野田市事件では、!?
- ・札幌市事件では、!?
- ・市原市事件では、!?
- ・大田区事件では、!?
- ・福岡県篠栗町事件では、!?
- ・摂津市事件では、!?

【Q】母子保健部門は何をしていたのか？

要対協に登録する基準（スクリーニング）？

→虐待事案に限定することの問題点

特定妊婦についても、更にスクリーニングかけて、要対協にあげない問題点

→要保護児童か支援児童かの統計的線引きに労力を割く無意味さ

当該児童・家庭に支援が必要か否かの視点

迷ったら拾っておく・登録しておく！

46

連携・協働【再考②】

3 連携・協働のために必要なこと

→子どもの命を・笑顔を守るとの明確な哲学の下

思いの共有と運動（昨年度鳥取フォーラムにおける鈴木分科会での知見）

- 静的連携はない（アーマーバー）

- 昨日と今日では違う、明日も違う

- とにかく決めて動く、変更する繰り返し

（例）夏休みどうするの？年末年始は？見守りが本当に見守りに…。

4 連携・協働ができる条件

- (1) 地域資源を知っていること
- (2) 案件を繋ぐ、子ども関係機関を知っていること
- (3) 電話番号を知っているだけでなく、担当者の氏名を知っていること
- (4) 指定担当者と電話一本で話がツーカーとなる日常の信頼関係を築けていること
- (5) 「」

47

連携・協働【再考③】

5 なぜ、連携・協働ができないのか。確認し合わないのか。
-抽象論・制度論の情報共有のその先へ

- 【Q】【情報共有の恐ろしさ】
みんなが守備に入っている。みんなが安心してしまう。
- 【Q】【定義・所掌に合致しない?】
(例)「虐待」の定義、「特定妊婦」の定義に拘ると、
→隙間ができ、自分は関係ないと思ってしまう
(行政の組織・所掌の理屈)
- 【Q】自分が関わらなくなったら、どこか別につなげないのか。
→仮に射程外と考えた場合に関係機関にその旨伝えていない。

48

連携・協働【再考④】

【Q】日々の仕事→具体こそ大事?

日々の仕事で連携・協働を具体的に振り返る・検証する

→どんな言葉で、どんな手法で、関係機関とキヤッチボールしているのか。
(引継ぎ、指示など、根拠法令を示す?マニュアルを示す?)
現在何がわかって、何がわかっていないのか。
自分のチームで、自分は、何をしなくてはいけないのか。
いつまでに?
→役割分担?どんな役割分担をどんな根拠に基づき、決めたのか。

→連携・協働の引き出しを増やす!!

49

おわりに

1 儲蓄化で解決しない
~「子育て」「子育ち」=誰もが迎ったとの認識が必要

2 子どもの命を守るために親ごと支える視点が必要
~登園させるのが難しい保護者に代わり迎えに行く保育園園長
~今は自立を促す場面なのか、そうではないのではないか?
~健診会場、保育園、ひろばでお母さんは緊張している...。帰り時間は急かさなくてもよいのではないか。
ひろばで寝転んでよいのではないか?
~子育てひろばのエピソード...公助のハーダルの高さを公助は認識すべき
「すっぴんで きてもいいんだ びよびよひろば」

3 地域まちづくりの視点
~私たちみんなが当事者との認識、
果たして私達は、本当に子どもの声・意見を聞いているのか?
そして子どもも保護者もSOSを出しやすいまちをつくっているのだろうか。
~保健師も保育士も心理士も教員も...里親も施設も保育園も小中学校も地域の存在みんなで
縱も横も斜めもいろんな人間関係がある中で 育ちができるように
「おせっかいのまち」「声かけのまち」「つなげるまち」

50

【参考文献（講義後の復習に）】

☆ 鈴木秀洋編著 『子を、親を、児童虐待から救う－先達32人現場の知恵』
(公職研)

☆ 鈴木秀洋 『必携市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』(明石書店)

☆ 鈴木秀洋 『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』
(第一法規)

☆ 鈴木秀洋 『自治体職員のための行政救済実務ハンドブック（改訂版）』(第一法規)

☆ ホームページ
鈴木秀洋研究室 <https://suzukihidehiro.com/>
支援拠点に係る動画、その他自治体の調査報告書、要対協その他論文を掲載

51

ご清聴ありがとうございました。